

エイジフリーお役立ちNEWS

介護報酬改定について その2

2018年の介護報酬改定は、介護保険、医療保険、障害者福祉法の同時改定となりました。そのため、医療と介護、福祉と介護の垣根を越え「医療と介護の連携強化」や「地域包括システムの推進」「自立支援・重度化防止」に重点をおいた改定内容となりました。今回は、訪問系、通所系など、共通の改定ポイントを中心に紹介します。

知っておきたい

ポイント

今回紹介する 2018年度改定のポイント

- NEW 通所系 生活機能向上連携加算
- 訪問介護 生活援助従事者研修課程修
- 通所介護・通所リハビリ共通 栄養スクリーニング加算
- NEW 通所介護 ADL維持等加算
- 改定 訪問介護 生活機能向上連携加算
- 訪問介護・訪問看護 共通 同一建物減算
- 訪問介護 基本報酬
- サービス提供責任者の要件が変更
- 通所介護・通所リハビリ共通 基本報酬のサービス提供区分の見直し
- 栄養改善加算
- 通所介護 基本報酬
- 居宅介護支援 契約時の説明事項追加

【注目①】 訪問&通所 共通の改定ポイント

改定 訪問介護の「生活機能向上連携加算」要件が変わります

● 加算要件Ⅰ……100単位/月

訪問リハビリ、通所リハビリを実施する事業所および医療施設の、リハビリ専門職等の助言を得られる体制の構築と、助言に基づく生活機能の向上を目的とし

た介護計画の作成をサービス提供責任者が行います。リハビリ専門職等は、サービス提供の場またはICTを利用した動画などで利用者の状況を把握し、助言を定期的に行うことで居宅訪問の必要がなくなります。

● 加算要件Ⅱ……200単位/月

加算要件は現行のまま、加算単位が100単位プラスされます。

訪問介護に加え「定期巡回・随時対応型訪問介護」、「小規模多機能型居宅介護」も加算対象となります。

NEW 「生活機能向上連携加算」が通所系サービスでも加算可能になります

● 通所介護、認知症対応型共同生活介護の加算……200単位/月
(個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月)

訪問リハビリ、通所リハビリを実施する事業所および医療施設の、リハビリ専門職等が通所事業所を訪問し、職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成します。その後も、リハビリ専門職等と連携して、個別機能訓練計画の進捗を3カ月に1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容などを見直します。

【注目②】 訪問介護・訪問看護 共通の改定ポイント

改定 「同一建物減算」の対象となる建物が拡大します

これまでの養護老人ホームなどに加え、一般のアパート、マンション、団地、社宅も対象となります。

同一建物内の利用者数により、減算割合が変わります。また「区分支給限度基準額」の計算方法が変更されます。(詳しくは前号参照) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、夜間対応型訪問介護が対象です。

同一建物の利用者数による減算の割合

条件	事業所と同一敷地内または隣接する敷地の集合住宅	それ以外の敷地内集合住宅
1カ月あたりの利用者数	1人以上49人以下 10%減算	19人以下 減算なし
	50人以上 15%減算	20人以上 10%減算

ウラ面に続く

監修

社会保険労務士法人
インフォ・テック
代表社員 西岡大介
www.info-tec.ne.jp

※リハビリ専門職等=ここでは医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など
※参考:株式会社インフォ・テック/2018年/資料「平成30年度介護報酬改定解説セミナー」

▶次回は、「知っておきたい薬の基礎知識」を紹介します。

【ここに注目③】訪問介護の改定ポイント

改定 基本報酬

身体介護……プラス1%
生活援助……マイナス1%

NEW 「生活援助従事者研修課程(仮)」が新設

生活援助従事者研修課程(仮)修了者は生活援助のみ提供が可能になります。身体介護は提供できません。

改定 サービス提供責任者の要件が変更

初任者研修課程修了者および2級課程修了者の任用要件が廃止されます。現職者は1年の猶予が設けられます。

【ここに注目④】通所介護・通所リハビリ 共通の改定ポイント

改定 基本報酬のサービス提供区分の見直し

基本報酬のサービス提供区分が1時間ごとに変更され、より利用者の実態に沿った報酬体系になります。

改定 「栄養改善加算」の要件が緩和

管理栄養士1名以上の配置条件が、外部の管理栄養士の実施でも算定が認められることになりました。

NEW 「栄養スクリーニング加算」が新設

●加算要件……5単位/回
利用開始時と利用中6カ月ごとに

栄養状態の確認を行い、利用者の栄養状態に関わる情報をケアマネジャーに文書で共有することとなります。
※管理栄養士以外の介護職員などでも実施可能

【ここに注目⑤】通所介護の改定ポイント

改定 基本報酬

短時間型と大規模型はマイナス傾向に対し、小規模型は提供時間によってはプラス傾向の改定になります。

NEW 「ADL維持等加算」が新設されます

●加算要件Ⅰ……3単位/月
●加算要件Ⅱ……6単位/月

自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に利用者のADL(日常生活動作)の維持、改善の度合いが一定水準を超えた場合を評価する加算です。
※改善の水準については、厚生労働省ホームページ「平成30年度介護報酬改定の主な事項について」参照

【ここに注目⑥】ケアマネポイント 契約時の説明事項が追加

改定 重要事項説明書等に新たな記載義務

利用者や家族は「複数の事業所の紹介」と「当事業所をケアプランに位置付けた理由」を求めることが可能であると重要事項説明書等に記載することと、利用者やその家族に対して十分に説明を行い、署名を得ることが義務付けられます。(2018年4月から)

参考文献 監修 田尻久美子 宇田和夫 編集 宇田ケンタケ マネ務研究会 / 2015年 / 「ケアのケアマネ務サポート Book 3 編」 / 自由国民社
著者 井戸美枝 / 2017年 / 「2018年度図解介護保険の改正早わかりガイド」 / 日本実業出版社

※リハビリ専門職等=ここでは医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など
※参考:株式会社インフォ・テック / 2018年 / 資料「平成30年度介護報酬改定解説セミナー」

▶次回は、「**知っておきたい薬の基礎知識**」を紹介します。

季節の花言葉



スズラン (鈴蘭)

花言葉
純潔

幸せも願って揺れる鈴の花

スズランは春の訪れを知らせる代表的な花です。ヨーロッパ、東アジア、北アジアを原産地とし、鈴のような花姿からその名が付きました。ヨーロッパでは聖母マリアの花とされていることから、「純潔」という花言葉が生まれました。特にフランスでは、5月1日には家族や恋人にスズランの花をプレゼントする風習があり、贈られた人に幸せが訪れるといわれています。

街の花屋さんなどで売られているのは、背丈も花も大きくとても良い香りを放つドイツスズランです。日本に自生するニホンスズランは、葉に隠れるようにひっそりと花を咲かせるのが特徴です。また自然記念物に指定されている山梨県笛吹市芦川町や、日本一の広さを誇る北海道沙流郡平取町のニホンスズランの群生地では、5月下旬から6月上旬にかけて見頃を迎えます。白樺林の合間に、小さな白い花が揺れ、辺り一面が良い香りに包まれます。

花言葉の「あなたと大切な人に贈る幸福パズル 決定版誕生花と幸せの花言葉」366頁 / 引用 監修 徳島康之 / 主婦の友社 / 2012年05月30日

